

当文教厚生委員会に付託された案件については、12月11日は、午後1時30分から、委員会室において、12月15日は、午前9時50分から、全員協議会室において、いずれも委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第64号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

放課後児童健全育成事業について、入所児童奨励費が増額となった経緯は何か。とに対し、

令和5年度より、長期休業期間中に限定した預かり事業を新設することとしていましたので、予算編成時には、通年で通所する児童が一定数、長期休業期間のみの通所に移行すると見込んで予算計上していました。実際には、移行する児童数が見込よりも少なかったことから、入所児童奨励費の支給対象児童数が見込みほど減少せず予算が不足したものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第67号、議案第68号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、2議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第78号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

有楽北ちびっ子広場の廃止について、どのような方法で近隣住民に周知を行うのか。とに対し、

現地に張り紙を掲示するとともに、地域には、回覧板により周知を行っていただくよう、依頼します。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第79号、議案第82号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、議案ごとに採決した結果、2議案とも、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第84号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明ののち、質疑に入り、主な質疑として、

子ども応援給付金給付事業について、対象児童を中学生までとした理由は何か。とに対し、

栄養バランスの取れた食事をすることはすべての世代にとって必要ですが、限られた財源の中で、発育に影響を受ける中学生までを今回の食費等の支援の対象としました。とのこと。

支給額を6,000円とした、算定根拠は何か。とに対し、

定額減税の実施が予定される2024年6月までの6か月間について、子ども一人あたりひと月1,000円の家計支援を行うものです。とのこと。

電算処理システム改修委託料について、改修の内容はどのようなか。とに対し、

受給者の重複を防ぐ必要もあることから、児童手当のシステムをベースに、児童手当受給者以外の支給対象者のデータを登録できる当該給付金専用のシステムを新たに作るものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。